税制改正のお知らせ

◆ 森林環境税及び森林環境贈与税について

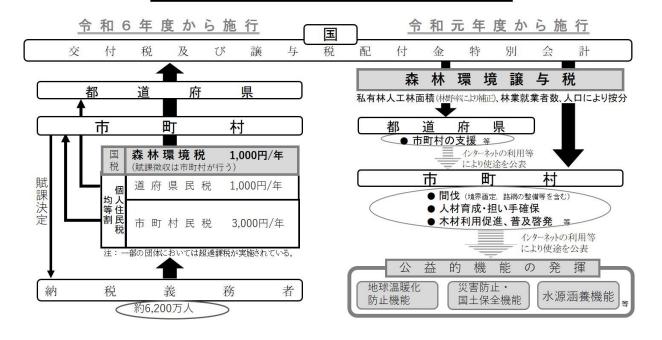
「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から均等割りに1,000円が上乗せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。

また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

この森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及 啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



◆ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、令和6年度の個人住民税(令和5年分の所得税の確定申告)より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税(分離課税)で確定申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税(分離課税)で申告したこととなり、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

◆ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、国外居住親族の扶養控除の適用対象となる親族の年齢要件を見直し、年齢30歳以上70歳未満の者については一定要件に該当しない限り扶養控除の適用対象から令和6年度の個人住民税より除外することとなりました。

国外居住	住親族に	カンカン	ろ扶養さ	付象要件
		-10 /0 '	へ ハー・マー	VI 2/N 54 I I

扶養親族の居住地	~15歳	16歳~29歳	30歳~69歳	70歳~
国内	適用対象外※1	適用対象	適用対象	適用対象
国外	適用対象外※1	適用対象	適用対象※2	適用対象

- (※1)子ども手当の創設に伴い、平成24年度より年齢が15歳以下の扶養親族に対する扶養 控除(年少扶養控除)が廃止されています。
- (※2) 留学生、障害者または38万円以上の送金を受けている者で一定の書類を提出または提示した者は除きます。
- ○扶養控除の適用対象となる一定要件

扶養控除の適用対象者から、日本国外に居住する親族のうち30歳以上70歳未満の者が除外されますが、上記に関わらず、下表のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象者となります。

対象者	提出又は提示が必要な書類(※1)		
1. 留学により非居住者となった者	外国政府又は外国の地方公共団体が発行した 留学の在留資格に相当する資格をもって在留 者であることを証する書類		
2. 障害者	障害者控除の要件に従う(※2)		
3. その居住者からその年における生活費又 は教育費に充てるための支払いを38万 円以上受けている者	送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類(※3)		

- (※1)上記1.又は3.に該当する者について、扶養控除の適用を受けようとする居住者は、 給与等もしくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、親族が上 記1.又は3.に該当する者であることを明らかにする書類を提出又は提示する必要があ ります
- (※2)扶養控除の適用を受けようとする場合に新たに提出又は提示が必要となる書類はありませんが、障害者控除の適用を受けるために親族関係書類(戸籍の附表又はパスポートの写しなど)及び送金関係書類(※3)の提出又は提示が必要となります。
- (※3)送金関係書類とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするものをいいます。
- ・金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族 に支払いをしたことを明らかにする書類(外国送金依頼書の控え)
- ・いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したことなどにより、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類(クレジットカードの利用明細書) | 奥多摩町役場住民課課税係

電話:83-2190 (直通)